

氏名 (法人にあっては名称)	エネルギーパワー株式会社
住所	大阪府大阪市中央区北久宝寺町2丁目1-10

自社等発電所(*1)の有無	無		
電気事業の概要	2023年7月現在、東京電力・中部電力・北陸電力・関西電力・中国電力・四国電力・九州電力管内で小売供給を行っております。		
電気の供給における温室効果ガスの排出の抑制等に関する推進体制	エネルギーマネジメント部を地球温暖化対策の推進に関する担当部署と定め、CO2係数を把握しながら、電源調達を行ってまいります。		
電気の供給における温室効果ガスの排出の量の抑制に関する措置及び目標	年度	基礎排出係数(*2)	調整後排出係数(*3)
	前年度実績 (2022年度)	0.461 (kg-CO ₂ /kWh)	0.523 (kg-CO ₂ /kWh)
	当年度目標 (2023年度)	0.457 (kg-CO ₂ /kWh)	0.517 (kg-CO ₂ /kWh)
	短期目標 (2025年度)	0.452 (kg-CO ₂ /kWh)	0.513 (kg-CO ₂ /kWh)
	長期目標 (2033年度)	0.427 (kg-CO ₂ /kWh)	0.398 (kg-CO ₂ /kWh)
	(目標に係る措置の考え方) 弊社ハフンシンググループの発電事業者様と連携し、太陽光・風力・バイオマス・地熱発電等の再生可能エネルギーを調達してまいります。 非化石証書を組み合わせた電気料金メニューの販売を開始しましたので、排出係数削減に努めてまいります。 長期目標について、弊社では非化石メニューの販売を推進しており、販売量の20%を目標に数値を算出いたしました。		

*1 自社等発電所とは、自己が所有する発電所及び経営支配下においている子会社が所有する発電所をいう。
 *2 基礎排出係数とは、市内への電気の供給に伴う二酸化炭素排出量(基礎二酸化炭素排出量)を市内への電気の供給量(電気供給量)で除したものをいう。
 *3 調整後排出係数とは、基礎二酸化炭素排出量に固定価格買取調整二酸化炭素排出量を足したのから、電気事業者が排出量調整無効化した国内及び海外認証排出削減量等を控除したものを、電気供給量で除したものをいう。

電気の供給における再生可能エネルギーの利用の拡大に関する措置及び目標	自社等発電所における再生可能エネルギーによる発電量の割合の拡大に関する措置及び目標		
	年 度	再生可能エネルギー発電量(*4)	再生可能エネルギー導入率(*5)
	前年度実績 (2022年度)	0 (千kWh)	0.00 (%)
	当年度目標 (2023年度)	0 (千kWh)	0.00 (%)
	短期目標 (2025年度)	0 (千kWh)	0.00 (%)
	長期目標 (2033年度)	0 (千kWh)	0.00 (%)
(目標に係る措置の内容)			
<p>現段階で中国エリアでは再生可能エネルギーを調達する予定は御座いませんが、弊社バランスンググループの発電事業者様と連携し、太陽光・風力・バイオマス・地熱発電等の再生可能エネルギーを調達してまいります。</p>			
電気の供給における再生可能エネルギーの利用の拡大に関する措置及び目標	調達分を含む再生可能エネルギーの環境価値の確保量の割合の拡大に関する措置及び目標		
	年 度	環境価値の確保量(*6)	環境価値の確保率(*7)
	前年度実績 (2022年度)	0 (千kWh)	0.00 (%)
	当年度目標 (2023年度)	0 (千kWh)	0.00 (%)
	短期目標 (2025年度)	0 (千kWh)	0.00 (%)
	長期目標 (2033年度)	0 (千kWh)	0.00 (%)
(目標に係る措置の内容)			
<p>弊社バランスンググループの発電事業者様で再生可能エネルギー発電の建設を積極的に進めている事業者があり、その事業者から積極的に電源調達していきます。</p>			
電気の供給における未利用エネルギー(*8)による発電量の割合の拡大に関する措置及び目標	自治体清掃工場からの余剰電力の調達機会に積極的に参加致します。		
火力発電所における熱効率の向上を図るための措置及び目標	火力発電施設を所有しないため該当しない。		
本市の区域内に存する電気の需用者に対する地球温暖化の防止に資する取組	電気の使用が多い需要家様に対して省エネ診断を行っていき、少しでも節電出来る提案をしていきます。		
その他の地球温暖化の防止に貢献する取組	昼休憩時・退社時に不要な電気を全て消灯する。(OA機器・空調等) クールビズの実施		

*4 再生可能エネルギー発電量とは、自社等発電所における再生可能エネルギー（太陽光、風力その他非化石エネルギーのうち、エネルギーとして永続的に使用することができるもの）による発電量のうち市内分をいう。

*5 再生可能エネルギー導入率とは、上記の発電量を自社等発電所における発電量のうち市内分で除したものをいう。

*6 環境価値の確保量とは、自社等発電所における再生可能エネルギーによる発電量及び他の一般電気事業者等の発電所における再生可能エネルギーによって発電された電気の購入量であって、当該電気に係る非化石証書を自社で無効化（償却）することによって環境価値を有するもの並びに購入した再生可能エネルギー電気由来の環境価値の量を合算したもののうち市内分をいう。

*7 環境価値の確保率とは、上記の確保量を電気の供給量のうち市内分で除したものをいう。

*8 未利用エネルギーとは、発電に利用するエネルギーのうち、工場の廃熱又は排圧、廃棄物（バイオマスを除く）の燃焼熱、超高圧地中送電線からの廃熱、変電所の廃熱及び高炉ガスその他の副生ガス等のエネルギーをいう。